

# 新型コロナウイルス感染症の影響による

## 後期高齢者医療保険料減免について

### ●対象となる保険料

令和4年4月1日から令和5年3月31日に納期限のある令和4年度または、令和3年度の保険料。

下記は例です。

- ① 令和4年度分の保険料（7月初旬～中旬までに届いた保険料額決定通知に載っているもの。）
- ② 令和4年4月以降に賦課された令和3年度分の保険料（令和4年3月以降に75歳になった方や転入された方などが対象です。）

### ●対象要件

- |   |
|---|
| ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除    |
| ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料の一部またはすべてを減額 |

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかがその前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること

※①令和4年度分の減免は令和4年中の収入と令和3年の所得合計額

②令和3年度分の減免は令和3年中の収入と令和2年の所得合計額 を要件とします。

●申請期限 令和5年3月31日まで

### ●申請についての注意点

○令和4年度と3年度の両方を申請する場合は被保険者1人につき2枚の申請書が必要となります。また、世帯内に複数の被保険者がいる場合、申請書も人数分必要です。（添付資料は1部のみで構いません。）

○申請にあたっては令和4年中の収入のわかる帳簿などの写しや源泉徴収票及び令和3年中の収入や所得がわかる確定申告書の写しなどの書類の添付が必要となります。また、令和3年度分を申請する場合はさらにその前年の書類も必要です。

○減少が見込まれる収入の前年所得が0やマイナスの場合には対象外となります。

○原則として郵送のみの受付となります。（内容を確認する場合がありますので、必ず日中つながる電話番号を記入してください。）

○ご不明点等は右記までお問い合わせください。

申請書の送付先も同様です。

〈お問合せ・送付先〉

〒401-0392

富士河口湖町船津1700番地

富士河口湖町役場 住民課国保年金係

TEL：0555-72-1114